

作 業 基 準

令和 7 年 4 月 1 日

株式会社しまなみ

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 作業体制

第 3 章 危険物等の取扱

第 4 章 乗下船作業

第 4 章の 2 自転車持込船客に対する乗下船作業

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、旅客不定期航路事業の来島海峡周遊航路及び来島海峡航路（馬島寄港）・来島海峡航路（小島寄港）・来島海峡航路（来島寄港）・今治来島海峡航路（下田水港寄港）並びに人の運送をする内航不定期航路事業の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

- | | | |
|-------------------|---|-------|
| ① 乗下船する車両の誘導 | } | 陸上作業員 |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | | |
| ③ 可動橋等陸上岸壁施設の操作 | | |
| ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | | |

(2) 船内作業

- | | | |
|-------------------|---|-------|
| ① 乗下船する車両の誘導 | } | 船内作業員 |
| ② 乗下船する旅客の誘導 | | |
| ③ 固縛装置の取り付け、取りはずし | | |

(陸上作業の指揮)

第3条

運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着陸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業の指揮)

第4条

船内作業員は、船長の命を受け、船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着陸時における旅客及び車両乗降用施設の使用
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

2 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船内作業員の指揮を受けるものとする。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 運航管理補助者・陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び運航管理補助者・陸上作業員は、前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第6条 運航管理補助者・陸上作業員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着陸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 運航管理補助者・陸上作業員は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 運航管理補助者・陸上作業員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 4 運航管理補助者・陸上作業員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。

点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。

- 5 運航管理補助者・陸上作業員は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積み込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業員に連絡する。

(乗船準備作業)

第7条 運航管理補助者・陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船及び車両の積み込み作業に関し十分な打合せを行い、乗船作業を開始する。

原則として、旅客については離棧5分前、車両については離棧4分前から乗船作業を開始する。

- 2 乗船作業開始時刻になったときは、運航管理補助者・陸上作業員及び船内作業員は、乗船通路を設置する。
- 3 船内作業員は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、運航管理補助者・陸上作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第8条 運航管理補助者・陸上作業員は、船長の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って旅客の乗船を開始する。

- 2 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 3 船内作業員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み)

第9条 運航管理補助者・陸上作業員は、船内作業員の積込み開始の合図を受けた後、車両の積込みを開始する。

- 2 運航管理補助者・陸上作業員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船内作業員に車両の誘導を引継ぐ。
この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示する。
- 3 船内作業員は、陸上作業員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
- 4 船内作業員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
- 2 船内作業員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
 - (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサ車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取り付け作業)

第11条 船内作業員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 2 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業員に対し、右欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシングの実施等を指示する。

気象・海象	車種等
船首方向からの風速15m/s以上又は船横方向からの風速10m/s以上 (船首方向からの波高1.5m以上又は船横方向からの波高1.2m以上)	全車両

3 船内作業員は、前2項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（離岸準備作業）

第12条 運航管理補助者・陸上作業員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業員にその旨を連絡する。

2 船内作業員は、運航管理補助者・陸上作業員と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。

3 船内作業員は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

4 船内作業員は、第1項の作業が終了した時は直ちに舷門を閉鎖する。

5 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

（離岸作業）

第13条 運航管理補助者・陸上作業員は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、綱取の所定の位置に配置する。

2 運航管理補助者・陸上作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第14条 運航管理補助者・陸上作業員は、船舶の着岸時刻2分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

2 運航管理補助者・陸上作業員は、迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理補助者・陸上作業員は、係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

4 船内作業員は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第15条 船長又は運航管理補助者・陸上作業員は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。

（下船準備作業）

第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、前項の指示を受けたときは車両区域の出入口を開放し、運航管理補助者・陸上作業員と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放する。

3 船内作業員は、ランプウェイの架設完了を確認した後、車両の車止めを取りはずす。

（旅客の下船）

第17条 船内作業員は車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

（車両の陸揚げ）

第18条 船内作業員は、航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業員は、着岸後、航送旅客を乗車させる。
- 3 運航管理補助者・陸上作業員は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとき、船内作業員に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業員は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、車両の陸揚げを開始する。
- 5 船内作業員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。
- 6 運航管理補助者・陸上作業員は、車両の陸揚げに際しては、ランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

- 第19条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、運航管理補助者・陸上作業員と船内作業員は相互に連絡を取り作業員を指揮して通路を遮断する。
- 2 運航管理補助者・陸上作業員及び船内作業員は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

- 第20条 船内作業員及び運航管理補助者・陸上作業員は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。
- 2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。
 - 3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業員及び陸上作業員にその旨を指示する。

第4章の2 自転車持込船客に対する乗下船作業

(自転車持込船客に対する乗下船作業)

- 第21条 別紙 旅客及び旅客持込自転車積み下ろし等手順書 記載のとおり

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第22条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること(夜間)。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第23条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと
- (6) 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
- (7) 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

2 前項(2)の事項は、前項による掲示のほか、放送等（ビデオ放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

第24条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

附則

平成24年	7月30日	設定
平成24年	9月9日	変更
平成28年	1月18日	変更
平成28年	5月11日	変更
令和7年	4月1日	変更

第7条の2 別紙 旅客及び旅客持込自転車積み下ろし等手順書

新

(乗船及び積み付け等)

第1条 船内作業員は、船舶に乗降用タラップを架設する場合、タラップの両手摺を舷門に固縛した後、上甲板の階段下付近に待機する。

- (2) 船内作業員は舷門から自転車持込旅客を順次乗船させ、自転車は上甲板から二層甲板まで設置された階段とガイドパイプスロープ(以下、スロープ等という)を使って、船客によって押し上げる。

この場合、スロープ等の利用は旅客1人に限る。

- (3) 船内作業員は自転車を押し上げる旅客に対して、自転車収容設備(自転車スタンド)の位置を指示し、同設備に自転車のサドルを引っかける方法で積み付けるよう指示する。

積み付け台数及び重量の限度は、復原性資料により算定された 次表のとおりとする。

後部甲板	4 台(又は 92kg)
二層甲板後部	18 台(又は 414kg)
二層甲板前部	22 台(又は 506kg)
合計	44 台(又は 1012kg)

- (4) 自転車の積み付けが完了した後、船内作業員は積付自転車を自転車収容設備(自転車スタンド)に固縛する。

- (5) 持込自転車の固縛が完了後、旅客を乗船させる

(積み付け完了・甲板閉鎖)

第2条 船内作業員は、自転車の積付、固縛を確認した後、前条第3項の

積込限度以内であることを確認し、二層甲板を閉鎖する。

閉鎖は階段登り口にロープをかけ、二層甲板閉鎖の札を掲示する。

- (2) 積込自転車を後部甲板、二層甲板後部のみに積み付ける場合、

二層甲板後部を閉鎖し、二層甲板前部を開放する。閉鎖は二層甲板両舷からロープをかけ、二層甲板後部閉鎖の札を掲示する。

この場合、二層甲板前部へ立入る旅客は 60 名を限度とする。

- (3) 船内作業員は、旅客数、自転車固縛数、二層甲板閉鎖若しくは 二層甲板後部閉鎖を船長に報告・記録する。

旅客数が 60 名以上の場合、二層甲板前部の旅客上限が 60 名であることに留意し、60 名以上が同時に二層甲板前部に立ち入らないように努める。

(自転車固縛解放及び下船等)

第3条 船内作業員は、船舶の接舷作業及びタラップ架設完了後、二層甲板若しくは二層甲板後部の閉鎖ロープ及び札を外す。

- (2) 船内作業員は、旅客から下船させる。
- (3) 船内作業員は自転車の固縛を解き、自転車持込旅客に対し自己の使用する自転車を確認させ、スロープ等を使って上甲板に下る準備をさせる。この時、自転車のブレーキの利きを確認させる。
- (4) 船内作業員は、上甲板階段付近に待機し、自転車持込旅客に対し、順次スロープ等を使って下るように指示し、その後下船口を指示する。スロープ等利用は旅客1人に限る。
- (5) すべての船客の下船を確認した船内作業員は、舷門を閉じ船長に報告する。